

令和7年第1回板野町議会定例会会議録（第3日）

日 時 令和7年3月12日（水） 午前10時00分 開会

議事日程

- 日程第1 議案第13号 令和7年度 板野町特別会計国民健康保険予算
- 日程第2 議案第14号 令和7年度 板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第3 議案第15号 令和7年度 板野町奨学金貸与事業特別会計予算
- 日程第4 議案第16号 令和7年度 板野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第17号 令和7年度 板野町介護保険（保険事業）特別会計予算
- 日程第6 議案第18号 令和7年度 板野町介護保険（介護サービス事業）特別会計予算
- 日程第7 議案第19号 令和7年度 板野町下水道事業会計予算
- 日程第8 議案第20号 令和7年度 板野町水道事業会計予算
- 日程第9 議案第21号 中央広域環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び
中央広域環境施設組合規約の変更について
- 日程第10 議案第22号 令和6年度板野町健康の館改修工事に係る請負変更契約の締結
について
- 日程第11 議案第23号 町道路線の認定について
- 日程第12 議案第24号 人権擁護委員の推薦に議会の意見を求めることについて
- 日程第13 議案第25号 人権擁護委員の推薦に議会の意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで、議事日程に同じ

追加日程第1 議案第26号 板野町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について

追加日程第2 議案第27号 議員派遣の件について

追加日程第3 閉会中の継続調査申出書

出席議員（12名）

1番 犬 伏 雅 啓 君

3番 大 西 裕 也 君

5番 太 田 良 和 君

7番 根ヶ山 昇 君

2番 藤 田 千 穂 君

4番 楠 本 千 草 君

6番 三 原 大 輔 君

8番 奥 尾 周 二 君

9番 東 條 昭 二 君

10番 松 浦 昶 君

11番 石 田 実 君

12番 水 口 昭 彦 君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

町 長 玉 井 孝 治 君

副 町 長 東 根 弘 幸 君

教 育 長 谷 川 健 二 君

総 務 課 長 高 橋 三 恵 君

税 務 課 長 三 木 正 文 君

福 祉 保 健 課 長 楠 本 剛 君

建 設 課 長 毛 登 山 悦 雄 君

水 道 課 長 松 浦 賢 治 君

環 境 生 活 課 長 末 岡 稔 久 君

会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 山 本 敏 彦 君

人 権 コ ミ ュ ニ テ ィ 課 長 岡 田 加 代 子 君

下 水 道 課 長 晃 晃 政 治 君

子 ども 家 庭 総 合 支 援 セ ン タ ー 長 吉 本 洋 時 君

住 民 課 長 山 田 裕 子 君

産 業 課 長 浅 井 直 美 君

教 育 委 員 会 次 長 井 上 健 君

議場に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 松 長 徹 君

議 会 事 務 局 係 長 村 上 愛 実 君

午前10時00分 開会

○議長（水口昭彦君） おはようございます。ただいま、出席議員は12名です。定足数に達しておりますので3月11日に引き続き、再開します。直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第1、議案第13号、「令和7年度板野町特別会計国民健康保険予算」を議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長（山田裕子君）登壇]

○住民課長（山田裕子君） 議案第13号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

予算書の209ページをお願いいたします。

議案第13号、令和7年度板野町特別会計国民健康保険予算。

令和7年度板野町の特別会計国民健康保険の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億6,069万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高限度額は、3億円と定める。

令和7年3月3日提出でございます。

217ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。

国民健康保険税でございますが、令和6年度の被保険者数から想定し、予算額とさせていただきます。

1款国民健康保険税、1項同じ、1目一般被保険者国民健康保険税では2億8,566万5,000円をお願いをしております。前年度比3.5%の減でございます。

222ページをお願いいたします。

6款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では1節普通交付金といたしまして12億7,401万8,000円をお願いしております。2節特別交付金につきましては、令和6年度の実績額を基に2,300万1,000円を計上し、6款県支出金の合計といたしまして12億9,701万9,000円をお願いをしております。

226ページをお願いいたします。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしましては1節保険基盤安定繰入金(税の軽減分)といたしまして7,036万4,000円、2節保険基盤安定繰入金(保険者支援分)といたしまして3,414万4,000円、3節未就学児均等割保険料繰入金として65万円、4節職員給与費等繰入金として2,295万8,000円、5節産前産後保険料繰入金では25万円、6節出産育児一時金繰入金では266万6,000円、7節財政安定化支援事業繰入金では2,275万5,000円、8節その他一般会計繰入金として1,677万1,000円をお願いをしております。10款繰入金の合計といたしまして、前年度より704万4,000円の減で1億7,055万8,000円をお願いをしております。

228ページ、お願いいたします。

12款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金といたしまして168万6,000円をお願いをしております。

231ページをお願いいたします。続きまして、歳出を御説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費といたしまして3,544万9,000円をお願いをしております。職員の人件費及び医療機関への支払やレセプトを管理する国保連合会に対する手数料や委託料となっております。

236ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では10億8,000万円で前年度と同額をお願いをしております。3目一般被保険者療養費については900万円、5目審査支払手数料については501万2,000円をお願いをしております。

237ページをお願いいたします。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では1億8,000万円、3目一般被保険者高額介護合算療養費では50万円をお願いをしております。ここまでの保険給付費につきましては、レセプトの管理手数料などを除き、全て県が支払を行いますので、同額を県の普通交付金に計上をさせていただいております。

239ページをお願いいたします。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金では400万円をお願いをしております。国保加入者の御出産に対し50万円を支給するもので8名分を見込んでおります。242ページをお願いいたします。県への納付金でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分では2億8,995万3,000円、前年度より5%の減を見込んでおります。

243ページをお願いいたします。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分といたしまして8,783万4,000円をお願いをしております。

244ページをお願いいたします。3項介護納付金分、1目同じでは3,098万円をお願いをしております。3款納付金全体で4億876万9,000円、前年度より約5%、金額で2,330万7,000円の減となっております。

247ページをお願いいたします。

6款保健事業費、1項1目同じでは1,001万1,000円をお願いをしております。前年度より119万7,000円の増でございます。保健事業でございますので、調整交付金の補助対象となっております。

249ページをお願いいたします。2項特定健康診査等事業費、1目同じといたしまして1,296万1,000円をお願いをしております。特定健康診査委託料が主な支出でございます。

257ページをお願いいたします。

歳入歳出ともに前年度より2,724万7,000円の減額で、合計17億6,069万9,000円の予算計上をお願いするものでございます。

以上で、議案第13号の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第13号の採決をします。

お諮りします。議案第13号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第2、議案第14号、「令和7年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」を議題とします。説明を求めます。岡田人権コミュニティ課長。

〔人権コミュニティ課長（岡田 加代子君）登壇〕

○人権コミュニティ課長（岡田 加代子君） 議案第14号が議題となりましたので、御説明申し上げます。予算書の265ページをお願いいたします。

議案第14号、令和7年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

令和7年度板野町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ247万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和7年3月3日提出でございます。

続きまして270ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。

1 款県支出金、1 項同じでございます。1 目土木費県補助金では、住宅新築資金等貸付助成事業に伴う補助金といたしまして62万7,000円をお願いしております。

次のページの2 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目住宅新築資金等貸付金元利収入では、貸付金元利収入過年度分として184万8,000円をお願いしております。

続きまして273ページをお願いします。歳出を御説明申し上げます。

1 款貸付事業費、1 項1 目同じでは84万1,000円をお願いしております。1 2 節委託料の債権回収業務委託料50万円が主なものでございます。

274ページをお願いいたします。

2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金では、貸付金収入から一般会計の繰出金として153万7,000円をお願いしております。

次のページの3 款予備費、1 項1 目同じでは、予備費といたしまして10万円をお願いいたします。以上、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247万8,000円をお願いするものでございます。以上で、議案第14号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第14号の採決をします。

お諮りします。議案第14号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第3、議案第15号、「令和7年度板野町奨学金貸与事業特別会計予算」を議題とします。説明を求めます。井上教育次長。

〔教育委員会次長（井上 健君）登壇〕

○教育委員会次長（井上 健君） 議案第15号が議題となりましたので、御説明申し上げます。  
予算書の277ページをお願いいたします。

議案第15号、令和7年度板野町奨学金貸与事業特別会計予算について。

令和7年度板野町の奨学金貸与事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ774万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
当初予算におきましては、対前年比14.3%の増、金額で97万1,000円の増となっております。令和7年3月3日提出でございます。

282ページをお願いいたします。はじめに、歳入から御説明申し上げます。

1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では539万4,000円をお願いしております。次のページ、283ページをお願いいたします。

2款諸収入、1項貸付金元利収入、1目奨学金貸付金元利収入では234万7,000円。これは貸与させていただいた方37名分からの償還金でございます。

次に、歳出を御説明申し上げます。284ページをお願いいたします。

1款貸付事業費、1項1目同じでは539万3,000円を計上させていただいております。

20節貸付金537万円の内訳といたしましては、奨学金では、新規として高校生3名・大学生、県内3名・大学生、県外3名で216万円、継続といたしまして、高校生7名・大学生、県内5名・大学生、県外2名で276万円、合計492万円。また、入学金では、高校生・大学生、県内・県外それぞれ3名ずつの9名で、合計45万円を予定しております。

次のページ、285ページをお願いいたします。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金では234万7,000円を計上させていただいております。これは、貸与させていただいた方からの償還金を一般会計へ繰出しするものでございます。286ページをお願いいたします。

以上、歳入歳出当初予算額774万1,000円をお願いするものでございます。

これで、議案第15号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第15号の採決をします。

お諮りします。議案第15号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第4、議案第16号、「令和7年度板野町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。説明を求めます。山田住民課長。

[住民課長(山田裕子君)登壇]

○住民課長(山田裕子君) 議案第16号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

予算書の287ページをお願いいたします。

議案第16号、令和7年度板野町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度板野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,325万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月3日提出でございます。

292ページをお願いいたします。歳入より御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、1項同じ、1目特別徴収保険料では9,946万6,000円をお願いをしております。2目普通徴収保険料につきましては6,097万3,000円をお願いをしております。加入者数は、年々増加しており、令和7年度につきましても増加見込みとなっております。1款保険料の合計で、前年度より553万1,000円の増で1億6,043万9,000円を計上させていただいております。

294ページをお願いいたします。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金として5,266万8,000円をお願いをしております。保険料軽減分に係る繰入金が主なものとなっております。

297ページをお願いいたします。歳出について御説明を申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費といたしまして153万5,000円をお願いしております。299ページをお願いいたします。

2款納付金、1項同じ、1目後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして2億1,103万9,000円をお願いをしております。保険料と一般会計からの税軽減に対する繰入金を全て後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

302ページをお願いいたします。

歳入歳出ともに、予算総額を前年度より403万円減額し、2億1,325万2,000円でお

願いするものでございます。

以上で、議案第16号の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第16号の採決をします。

お諮りします。議案第16号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第5、議案第17号、「令和7年度板野町介護保険（保険事業）特別会計予算」を議題とします。説明を求めます。楠本福祉保健課長。

〔福祉保健課長（楠本 剛君）登壇〕

○福祉保健課長（楠本 剛君） 議案第17号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

予算書の303ページをお願いいたします。

議案第17号、令和7年度板野町介護保険（保険事業）特別会計予算。

令和7年度板野町の介護保険（保険事業）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億5,717万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高限度額は、5,000万円と定める。

令和7年3月3日提出でございます。

歳入から御説明申し上げます。310ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料といたしまして2億9,890万5,000円をお願いしております。前年度から6.4%増でお願いしております。

312ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金といたしまして2億6,384万3,000円、同じく2 項の国庫補助金、1 目調整交付金といたしまして7,879万3,000円、4 目保険者機能強化推進交付金といたしまして125万6,000円、5 目の保険者努力支援交付金といたしまして223万8,000円をお願いしております。

313ページをお願いいたします。

4款支払基金交付金、1項同じでは、1目介護給付費交付金といたしまして3億6,551万5,000円をお願いしております。介護給付費の約27%で社会保険診療報酬支払基金から交付されます。314ページをお願いいたします。

5款の県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金といたしまして1億9,002万1,000円、前年度から1.1%減でお願いしております。

316ページをお願いいたします。

7款の繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金といたしまして1億7,317万2,000円、2目その他一般会計繰入金といたしまして6,570万1,000円、3目の低所得者保険料軽減繰入金として1,767万2,000円の計上をお願いしております。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。319ページをお願いいたします。

1款の総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、職員給与や電算システムの委託料等で3,905万5,000円をお願いしております。

321ページをお願いいたします。

1款総務費の3項介護認定審査会費、1目同じでは1,370万円で、また、2目の認定調査等費といたしまして1,199万7,000円をお願いしております。介護認定に係る費用となっております。323ページをお願いいたします。

2款の保険給付費、1項介護サービス費といたしまして1目居宅介護サービス給付費で、前年同額7億9,000万円、2目の施設介護サービス給付費では3億3,695万円、前年度からは4%減です。5目の居宅介護サービス計画給付費では7,595万円をお願いしております。計画給付費は、処遇改善もあり、前年度から8.3%増加しています。

324ページをお願いいたします。

2款の保険給付費、2項介護予防サービス費といたしまして、1目介護予防サービス給付費で2,580万円、前年度から3.6%増でお願いしております。

325ページをお願いいたします。

2款の保険給付費の3項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費といたしましては、前年同額の3,480万円をお願いしております。

326ページをお願いいたします。

2款保険給付費の4項高額医療合算介護サービス費、1目同じでは430万円をお願いしております。327ページをお願いいたします。

2款の保険給付費の5項特定入所者介護サービス費、1目同じでは3,000万円、前年度からは9%減でお願いしております。

328ページをお願いいたします。

2 款の保険給付費の 6 項その他諸費、1 目審査支払手数料として 2 1 5 万 7, 0 0 0 円をお願いしております。3 2 9 ページをお願いいたします。

3 款の地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的・継続的マネジメント支援事業費では 1, 9 4 7 万 4, 0 0 0 円をお願いしております。

3 3 0 ページをお願いいたします。2 目の在宅医療・介護連携推進事業費として 1 0 7 万 6, 0 0 0 円をお願いしております。郡内 5 町と板野郡医師会で共同で行う事業となっています。講演会のほか映画上映なども行い、活動が増加しています。

3 3 1 ページをお願いいたします。

3 款の地域支援事業費の 2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目同じでは、前年同様 3, 2 0 1 万円をお願いしております。

3 3 2 ページをお願いいたします。

3 款の地域支援事業費の 3 項一般介護予防事業費、1 目同じでは 6 0 3 万 4, 0 0 0 円をお願いしております。前年から 1. 3 % 増でお願いしております。

3 3 5 ページをお願いいたします。

5 款の基金積立金、1 項同じ、1 目介護給付費準備基金費に 1, 6 4 6 万 5, 0 0 0 円をお願いしております。令和 7 年度当初予算における基金への積立見込みでございます。

3 3 9 ページをお願いいたします。

8 款予備費に 1 万 1, 0 0 0 円の計上をお願いし、歳入歳出ともに 1 4 億 5, 7 1 7 万 9, 0 0 0 円。前年度からは 0. 9 % 増で、当初予算をお願いするものでございます。

以上で、議案第 1 7 号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○9 番（東條昭二君） 議長。

○議長（水口昭彦君） 小休ですか？

○9 番（東條昭二君） はい。

○議長（水口昭彦君） 小休します。

午前 1 0 時 2 9 分 小休

~~~~~

午前 1 0 時 3 0 分 再開

○議長（水口昭彦君） 小休から再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第 17 号の採決をします。

お諮りします。議案第 17 号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第 6、議案第 18 号、「令和 7 年度板野町介護保険(介護サービス事業)特別会計予算」を議題とします。説明を求めます。楠本福祉保健課長。

[福祉保健課長(楠本 剛君)登壇]

○福祉保健課長(楠本 剛君) 議案第 18 号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

当初予算書の 347 ページをお願いいたします。

議案第 18 号、令和 7 年度板野町介護保険(介護サービス事業)特別会計予算。

令和 7 年度板野町の介護保険(介護サービス事業)特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 932 万 6,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高限度額は、300 万円と定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出でございます。

歳入から御説明申し上げます。352 ページをお願いいたします。

1 款サービス収入、1 項予防給付費収入、1 目介護予防サービス計画費収入では 812 万 5,000 円をお願いしております。介護予防サービス計画に係る収入でございます。第 9 期からの制度改正も反映し、前年度から 24.7%増でお願いしております。

353 ページをお願いいたします。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金におきまして、前年同額 120 万円をお願いしております。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。355 ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費、1 項介護予防支援事業費、1 目同じにつきまして 915 万 3,000 円をお願いしております。介護予防総合事業に係るプラン作成委託料 511 万円が主な支出でございます。357 ページをお願いいたします。

2 款予備費に 17 万 3,000 円の計上をお願いし、歳入歳出ともに 932 万 6,000 円をお願い申し上げます。以上で、議案第 18 号の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第18号の採決をします。

お諮りします。議案第18号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第7、議案第19号、「令和7年度板野町下水道事業会計予算」を議題とします。説明を求めます。晃昇下水道課長。

〔下水道課長（晃昇政治君）登壇〕

○下水道課長（晃昇政治君） 議案第19号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

予算書の359ページをお願いいたします。

議案第19号、令和7年度板野町下水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和7年度板野町下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）処理面積141ha、（2）年間有収水量29万8,924m<sup>3</sup>、（3）主要な建設改良事業、管渠整備事業費8,140万円、流域下水道建設負担金33万円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（収入）第1款下水道事業収益2億4,826万1,000円、内訳として、第1項営業収益4,523万5,000円、第2項営業外収益2億302万5,000円、第3項特別利益1,000円でございます。

（支出）第1款下水道事業費用2億741万円、内訳として、第1項営業費用1億7,764万円、第2項営業外費用2,872万円、第3項特別損失5万円、第4項予備費100万円でございます。

次の360ページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,450万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額263

万5,000円、当年度分損益勘定留保資金4,365万3,000円、減債積立金1,988万1,000円及び当年度利益剰余金処分量1,833万5,000円で補填するものとする。)

(収入)第1款資本的収入1億8,385万7,000円、内訳として、第1項企業債7,980万円、第2項出資金1,710万9,000円、第3項補助金8,424万6,000円、第4項負担金150万円、第5項その他の資本的収入120万2,000円でございます。

(支出)第1款資本的支出2億6,836万1,000円、内訳といたしまして、第1項建設改良費1億3,026万1,000円、第2項企業債償還金1億3,710万円、第3項予備費100万円でございます。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

公共下水道事業債7,820万円、地方公営企業法適用債160万円。両起債とも起債の方法は、証書借入。利率は3.0%以内。償還の方法は、借入先の融資条件による。でございます。

次の361ページをお願いいたします。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,748万6,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 板野町下水道事業の経営補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,154万6,000円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 利益剰余金のうち3,821万6,000円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金3,821万6,000円。

令和7年3月3日提出でございます。

続きまして381ページをお願いいたします。

令和7年度予算事項別明細書で、収入及び支出について、主なものを項目ごとに御説明申し上げます。

(収益的収入)では、1款下水道事業収益の本年度予定額は2億4,826万1,000円であります。1項営業収益4,523万5,000円で、内訳として1目下水道使用料4,500万円。令和7年4月請求分と5月請求分の減免により、前年度比約600万円の減額となっております。2目その他営業収益として23万5,000円であります。2項営業外収益は2億302万5,000円で、内訳として2目他会計負担金1億3,370万円、3目国庫補助金330万円、4目他

会計補助金 800 万円、5 目長期前受金戻入 5, 802 万 4, 000 円であります。6 目消費税及び地方消費税還付金は、今年度は、ない見通しであります。3 項特別利益 1, 000 円であります。

次の 382 ページをお願いいたします。

(収益的支出) では、1 款下水道事業費用の本年度予定額は 2 億 741 万円であります。1 項営業費用 1 億 7, 764 万円。内訳として 1 目管渠費の主なもので 19 節委託料で 7 基あるマンホールポンプの保守点検委託料に 121 万円、調査業務委託料で、管路内をカメラの点検に 110 万円、清掃委託料で、マンホールポンプ 2 基分の清掃を 60 万円、32 節負担金で、旧吉野川流域下水道維持管理負担金といたしまして 4, 750 万円であります。2 目総係費は、職員の人件費が主なものであります。

383 ページをお願いいたします。19 節委託料で、公営企業法適用化支援業務では、公営企業に移行いたしまして 3 年目になることもありまして 165 万円。330 万円の減額であります。

次の 384 ページの 3 目減価償却費の内訳といたしまして 39 節有形固定資産減価償却費 9, 189 万 8, 000 円、40 節無形固定資産減価償却費といたしまして 977 万 9, 000 円であります。2 項営業外費用といたしまして 1 目支払利息及び企業債取扱諸費で 2, 672 万円、3 項特別損失として 5 万円、4 項予備費として 100 万円であります。

385 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、資本的収入から御説明申し上げます。

1 款資本的収入の本年度予定額は 1 億 8, 385 万 7, 000 円で、内訳として 1 項企業債で 19 節建設改良企業債 7, 820 万円、9 節その他の企業債 160 万円、2 項出資金で一般会計出資金として 1, 710 万 9, 000 円、3 項補助金で国庫補助金 4, 070 万円、他会計補助金で 4, 354 万 6, 000 円、4 項負担金等で受益者分担金といたしまして 50 件と見込み 150 万円、5 項その他の資本的収入として 120 万 2, 000 円、減債基金の取崩しであります。

386 ページをお願いいたします。資本的支出について、御説明申し上げます。

1 款資本的支出の本年度予定額は 2 億 6, 836 万 1, 000 円であります。1 項建設改良費、1 目管渠整備事業費では、職員の人件費と 19 節委託料で公共下水道事業設計委託料で、川端地区の詳細設計 2, 800 万円、その他の委託料といたしまして、家屋調査で 250 万円、58 節工事請負費では 8, 140 万円と前年度比約 30% 減となっております。

令和 7 年度の主な工事内容といたしまして、川端地域の惣徳田・内井及び犬伏地区の管渠工事と舗装工事を実施する予定であります。また、委託業務で川端、門井地区の詳細設計及び犬伏、日ノ島地区の家屋事前調査を実施する予定であります。2 項の企業債償還金といたしまして 1 億 3, 710 万円、3 項予備費として 100 万円を計上いたしております。

令和 7 年度予算は、現金を伴わない科目、長期前受金戻入と減価償却費を除いた事業費ベースでは対前年度比 87.2% となっております。

以上で、議案第 19 号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第19号の採決をします。

お諮りします。議案第19号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 日程第8、議案第20号、「令和7年度板野町水道事業会計予算」を議題とします。説明を求めます。松浦水道課長。

〔水道課長（松浦賢治君）登壇〕

○水道課長（松浦賢治君） 議案第20号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

予算書の387ページをお願いいたします。

議案第20号、令和7年度板野町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和7年度板野町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水戸数5,508戸、（2）年間給水量212万8,501 m^3 、（3）一日平均給水量5,831 m^3 。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

（収入）第1款水道事業収益2億6,809万5,000円、内訳で、第1項営業収益2億599万円、第2項営業外収益6,200万5,000円、第3項特別利益10万円でございます。右側の（支出）第1款水道事業費用2億6,691万5,000円、内訳で、第1項営業費用2億4,534万円、第2項営業外費用1,420万円、第3項特別損失37万5,000円、第4項予備費700万円でございます。

388ページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,470万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額 9 5 0 万 5, 0 0 0 円、当年度分損益勘定留保資金 5, 4 0 2 万 1, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 2, 1 1 7 万 9, 0 0 0 円、建設改良積立金 1, 0 0 0 万円で補填をいたします。)

(収入) 第 1 款資本的収入は 7, 4 0 0 万円、内訳で、第 1 項企業債 6, 8 0 0 万円、第 3 項負担金 1 1 0 万円、第 4 項開発負担金 1 1 0 万円、第 5 項加入金 3 8 0 万円でございます。

右側の(支出) 第 1 款資本的支出は 1 億 6, 8 7 0 万 5, 0 0 0 円、内訳で、第 1 項建設改良費 1 億 1, 1 0 0 万 5, 0 0 0 円、第 2 項企業債償還金 4, 7 6 0 万円、第 3 項返還金 1 0 万円、第 4 項予備費 1, 0 0 0 万円でございます。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

水道施設防犯・火災監視等委託業務で、令和 7 年度契約締結の日から 5 年間、限度額は 5 0 0 万円でございます。

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

配水管整備事業・配水池改良工事で、限度額は 6, 8 0 0 万円、起債の方法は、証書借入でございます。

3 8 9 ページをお願いいたします。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2, 0 0 0 万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費で 3, 1 1 6 万円。

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、2, 0 0 0 万円と定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出でございます。

続きまして、4 1 5 ページをお願いいたします。

令和 7 年度予算事項別明細書で、収入及び支出について主な項目の御説明をさせていただきます。

(収益的収入) では、第 1 款水道事業収益の本年度予定額は 2 億 6, 8 0 9 万 5, 0 0 0 円、第 1 項営業収益は 2 億 5 9 9 万円、主なものといたしまして 1 目給水収益が 2 億 3 4 1 万円で、水道料金収入でございます。令和 7 年度は、物価高騰の影響を受ける地域経済及び住民生活を支援させていただくため、水道料金の免除措置を行う予定で、令和 7 年 4 月請求分及び 5 月請求分の 2 か月分を官公庁を除き、免除させていただく計画で進めてまいります。3 目その他営業収益は、水道新規加入時の材料等売却収益で 1 4 8 万円でございます。第 2 項営業外収益は 6, 2 0 0 万 5, 0 0 0 円、主なものといたしまして 3 目長期前受金戻入が 2, 7 9 7 万 9, 0 0 0 円でございます。

416ページをお願いいたします。6目他会計補助金は3,400万円で、水道料金の2か月分免除に伴う減収分を物価高騰重点支援交付金を活用し、一般会計から水道事業会計へ繰入れするための補助金でございます。

417ページをお願いいたします。

(収益的支出)は、第1款水道事業費用の本年度予定額は2億6,691万5,000円、第1項営業費用は2億4,534万円、内訳で1目原水及び浄水費7,986万円、主なものといたしまして24節動力電気代で6,180万円を計上いたしております。2目配水及び給水費は3,635万5,000円、主なものといたしまして418ページをお願いいたします。20節修繕費、給配水施設修繕費で2,200万円を計上いたしております。3目業務費は1,125万5,000円、主なものといたしまして17節の委託料で、電算事務の保守委託料及び検針委託料として、合計917万円を計上いたしております。4目総係費は3,457万円で、職員の人件費が主なものでございます。

420ページをお願いいたします。6目減価償却費は、令和7年度減価償却費用として8,200万円、第2項営業外費用は1,420万円、内訳で1目支払利息及び企業債取扱諸費が1,120万円、421ページをお願いいたします。2目消費税及び地方消費税は、納付額として300万円、第4項予備費が700万円でございます。

422ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入から主な項目の御説明を申し上げます。

第1款資本的収入の本年度予定額は7,400万円、内訳で第1項企業債は借入額として6,800万円、第5項加入金は380万円の収入を見込んでおります。

423ページをお願いいたします。資本的支出について御説明申し上げます。

第1款資本的支出の本年度予定額は1億6,870万5,000円、第1項建設改良費は1億1,100万5,000円で、内訳で1目原水施設費1億770万5,000円、主なものといたしまして、水道本管の耐震化及び第二水源池のポンプ制御盤更新費用として17節の委託料で、工事設計委託料1,400万円、52節の工事請負費で9,200万円を計上いたしております。2目配水施設費は330万円で、水道検針メーターの購入費用でございます。第2項企業債償還金は償還額として4,760万円、第4項予備費として1,000万円を計上いたしております。

なお、資本的支出に関わります令和7年度の主な水道工事の内容といたしましては、大坂太郎橋付近から、あせび温泉に掛けて水道本管約450mの耐震化工事、板野中学校南側で水道本管交差部分の耐震化工事、第二水源池でポンプ制御盤の更新工事を予定いたしております。

以上で、議案第20号の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第20号の採決をします。

お諮りします。議案第20号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) ここで10分間、休憩します。

午前11時01分 休憩(消毒作業)

~~~~~

午前11時11分 再開

○議長(水口昭彦君) 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第9、議案第21号、「中央広域環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び中央広域環境施設組合規約の変更について」を議題とします。説明を求めます。  
末岡環境生活課長。

[環境生活課長(末岡稔久君)登壇]

○環境生活課長(末岡稔久君) 議案第21号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の53ページをお願いいたします。

議案第21号、中央広域環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び中央広域環境施設組合規約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び第286条の2第2項の規定により、令和7年7月31日をもって中央広域環境施設組合から吉野川市を脱退させることとし、中央広域環境施設組合規約(昭和51年徳島県指令地第757号)を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和7年3月3日提出でございます。

今回の規約改正の主な内容としましては、令和7年7月31日をもって中央広域環境施設組合から吉野川市を削除し、組合議員の定数を18人から阿波市8人・板野町3人・上板町3人の14人へ、また、組合の副管理者を3人から2人へ改正するものでございます。

以上で、議案第21号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(水口昭彦君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第21号の採決をします。

お諮りします。議案第21号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第10、議案第22号、「令和6年度板野町健康の館改修工事に係る請負変更契約の締結について」を議題とします。説明を求めます。井上教育次長。

[教育委員会次長(井上 健君)登壇]

○教育委員会次長(井上 健君) 議案第22号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の57ページをお願いいたします。

議案第22号、令和6年度板野町健康の館改修工事に係る請負変更契約の締結について。

令和6年度板野町健康の館改修工事に係る請負変更契約を次のとおり締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び板野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年板野町条例第153号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。令和7年3月3日提出でございます。

変更契約の内容といたしましては、

1 契約の目的 工事名 令和6年度板野町健康の館改修工事

工事箇所 板野町犬伏でございます。

2 金 額 元請代金に対する増減額で、増額といたしまして1,013万6,500円

3 契約の相手方は徳島県板野郡藍住町徳命字前須東38-1

株式会社 吉岡組

代表取締役 吉岡 健治

この健康の館改修工事につきましては、令和6年7月の臨時議会におきまして、請負契約の締結の議決を頂き、株式会社 吉岡組と請負契約を締結し、改修工事を実施をしておりましたが、健康の館の西側部分であります事務室・ミーティングルーム・トレーニングルーム部分の外壁タイルの浮き・空洞化により落下のおそれがあり、危険であることから令和6年の12月議会におきまして1,050万円の増額補正をお認めを頂き、追加工事として施工させていただき、このたび、最終の精算金額は7,833万6,500円で確定をいたしました。当初の請負金額は6,820万円であることから1,013万6,500円の増額となり、請負変更契約を締結したく、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第22号の説明とさせていただきます。

御審議を賜り、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(水口昭彦君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第22号の採決をします。

お諮りします。議案第22号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(水口昭彦君) 日程第11、議案第23号、「町道路線の認定について」を議題とします。

説明を求めます。毛登山建設課長。

[建設課長(毛登山 悦雄君)登壇]

○建設課長(毛登山 悦雄君) 議案第23号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

議案第23号、町道路線の認定について。

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、次のとおり町道の路線認定をしたいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めます。

令和7年3月3日提出でございます。本文については、お目通しをお願いいたします。

本議案は3路線の認定をお願いするものでございます。

路線名、町道1205号線については、板野町大寺字苅辺裏の宅地造成6区画に係る寄附道路となっており、起点・終点とも「大寺字苅辺裏」で延長78.3m、幅員9.1m。

町道1206号線については、板野町西中富の農水省の南部幹線管理道路となっており、起点が「西中富字宮ノ本」、終点が「西中富字大上防」で延長361.2m、幅員8.2mとなっており、町道1207号線については、板野町大寺字亀山下の宅地造成25区画に係る寄附道路となっており、起点・終点とも「大寺字亀山下」で延長224.8m、幅員10.9mとなっております。

以上で、議案第23号の説明とさせていただきます。

御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(水口昭彦君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第23号の採決をします。

お諮りします。議案第23号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） 日程第１２、議案第２４号、「人権擁護委員の推薦に議会の意見を求めることについて」を議題とします。説明を求めます。玉井町長。

〔町長（玉井孝治君）登壇〕

○町長（玉井孝治君） 議案第２４号が議題となりましたので、私の方から説明をさせていただきます。議案書の６１ページをお開きいただきたいと思います。

議案第２４号、人権擁護委員の推薦に議会の意見を求めることについて。

人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めます。

御記入をお願いをいたしたいと思います。

住所が板野町大寺字■■■■■■■■■■。鴻池和宣。

■■■■■■■■■■でございます。新人ということでございます。

今、鴻池さんにつきましては、いわゆる養子縁組で、石川さんから鴻池さんにな変わっておるわけでございますけれども、社協の局長ということで、今年度末で退職ということになっておりますので７月からの人権擁護委員という形をお願いしたいわけでございます。この東地区の委員さんにつきましては６月３０日付けをもって、いわゆる任期満了となるわけでございます。７月１日からということで、総務大臣からの委任事務に期限を要することから空白時間を避けるための事前に推薦をお願いするものでございます。

皆様方の御賛同、どうかよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これから議案第２４号を採決します。

お諮りします。議案第２４号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号については、原案のとおり同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） 日程第１３、議案第２５号、「人権擁護委員の推薦に議会の意見を求めることについて」を議題とします。説明を求めます。玉井町長。

〔町長（玉井孝治君）登壇〕

○町長（玉井孝治君） 同じく、議案第２５号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案第２５号、人権擁護委員の推薦に議会の意見を求めることについて。

人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、

議会の意見を求めます。

住所といたしまして、御記入をお願いをいたしたいと思います。

板野町西中富字■■■■■■■■■■。齋藤 志のぶ。

■■■■■■■■■■生まれでございます。

この方は、教職員をされておった、退職をしておるわけでございますけれども、いわゆる人権擁護委員さんということで、お願いをしたいと思うわけでございます。この南地区の委員さんは、昨年12月末をもって任期途中で辞任をされた、その後任ということでございますので、議会議員皆様方の御賛同を賜りますよう、どうかよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（水口昭彦君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これから議案第25号を採決します。

お諮りします。議案第25号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 御案内します。本日、追加提案をお願いしたい議案等がございます。

つきましては、その関係書類をただいまから配付しますので、少々お待ちください。

小休します。

午前11時27分 小休

~~~~~

（松長・村上、書類を配付する）

（タブレットに書類をダウンロードする）

~~~~~

午前11時28分 再開

○議長（水口昭彦君） 再開します。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） お諮りします。お手元に配付の議事日程のとおり、議長除く全議員から「板野町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について」、東條議会運営委員会委員長から「議員派遣の件について」が、また、各委員会の委員長から各委員会の「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。これを日程に追加し、令和7年第1回板野町議会定例会追加議事日程第3日と、議案審議書類のとおり議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の令和7年第1回板野町議会定例会追加議事日程第3日と、議案審議書類のとおり3件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

○議長（水口昭彦君） 追加日程第1、議案第26号、「板野町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

この件につきましては、あらかじめ、議会議員全員協議会で協議を行い、議長を除く議員全員から提出することに御決定いただき、本議案を提出いただいたものです。

本議案については、議会議員の長期欠席の日数が180日を超えた場合、議員報酬及び期末手当を一定の割合を乗じた額を減額する区分を設けるものです。

これから質疑・討論を省略し、議案第26号の採決をいたします。

お諮りします。議案第26号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

○議長（水口昭彦君） 追加日程第2、議案第27号、「議員派遣の件について」を議題とします。

本件については2月25日の議会運営委員会において、議会運営委員長の発議として提出することに決定いただき、本議案を提出いただいております。

議員の派遣については、板野町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めるもので、令和7年4月から令和8年3月までの議員派遣について、別紙「議員派遣一覧表」のとおり、議員の派遣を行うものです。

お諮りします。東條議会運営委員会委員長から提出されました、議案第27号、「議員派遣の件について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、議案第27号、「議員派遣の件について」は、可決されました。

○議長（水口昭彦君） 追加日程第3、「閉会中の継続調査申出書」を議題とします。

お諮りします。

本件は、これを各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） お諮りします。

今定例会の本会議に付議された案件の審議は、全部終了しました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、今定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

これで会議を閉じます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（水口昭彦君） 町長より御挨拶がございます。玉井町長。

〔町長（玉井孝治君）登壇〕

○町長（玉井孝治君） 閉会に当たりまして、私の方から、ひとこと、お礼の御挨拶を申し上げます。令和7年第1回板野町議会定例会につきましては、去る3月3日に開会をいただき、本日までの10日間の長きにわたり大変お世話になりました。議員各位におかれましては、何かと御多忙の中、本会議並びに各常任委員協議会につきましては、御参会を賜り、私どもより提案させていただきました、報告1件・議案25案件につきましては、慎重な御審議を賜り、原案のとおり、御承認・御議決また御同意を賜り、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

東日本大震災から14年が経過をいたしました。また、最近では、相次ぐ山林火災など、激甚化する災害に待ったはありません。本町におきましても、職員また関係者の皆様との連携を深めながら、あらゆる災害に対応できるよう体制を整えてまいりたいと考えているところでございます。

今定例会で御審議・御議決賜りました補正予算・新年度予算につきましては、共にまちづくりに欠くことのできない予算でございますが、昨日、令和7年度一般会計予算に関する修正動議が出され、議論をいただき、原案のとおり可決を頂きましたことに厚く感謝とお礼を申し上げます。

予算の編成に当たりましては、町のみならず関係各機関との調整を含め、慎重に議会の皆様にも御相談をさせていただきながら進めているところでございますが、今後におきましては、修正などの提出がないような丁寧な説明を行い、特に新ごみ処理施設整備事業におきましては、今後、更にスピード感を持って進めていけるよう取り組んでまいります。

今議会で、議員皆様方から賜りました御意見・御提言等につきましても、慎重に受止めをさせていただき、町政に反映をさせていただきたいと考えておりますので、今後とも、よろしく御指導・ごべんたつを賜りますよう、どうかよろしくお願いを申し上げます。

結びとなりますが、議員の皆様方におかれましては、くれぐれも健康に十分、御留意をいただきますとともに、今後とも、町職員一丸となって住民福祉の充実、住みやすい板野町を目指して行政サービスを進めてまいりますので、議員各位の更なる御理解・御協力をよろしくお願いを申し上げます。令和7年第1回の板野町議会定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。お世話になりました。

~~~~~

○議長（水口昭彦君） 令和7年第1回板野町議会定例会の閉会に当たり、ひとこと、お礼の御挨拶を申し上げます。今定例会は、去る3月3日に開会し、本日までの10日間、提出された一般会計当初予算ほか諸議案につき、終始御熱心に御審議をいただき、ただいま閉会の運びとなりました。議員各位の御協力に対し、深く感謝を申し上げます。

また、議会運営に協力くださいました町長を始め、職員各位に対しましても心から御礼を申し上げますとともに、本会議あるいは、委員協議会において各議員から述べられました意見なり要望事項につきましては、行政各般の執行の上で十分反映されますよう要望いたしまして閉会の御挨拶とします。これをもちまして、令和7年第1回板野町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

午前11時38分 閉会

本会議録の正当なることを証明するため、ここに署名する。

議 会 議 長 水 口 昭 彦

署 名 議 員 根ヶ山 昇

署 名 議 員 奥 尾 周 二

署 名 議 員 東 條 昭 二